

# 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

## 1 改正理由

- 地方公務員等に係る公務災害補償制度は、民間の労働者に係る労働者災害補償保険制度及び国家公務員に係る国家公務員災害補償制度と対応したものとなっている。
- 今般、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門家検討会」が最新の医学的知見に基づきとりまとめた「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」の内容に基づき、労働者災害補償制度において、労働者災害補償保険法施行規則の改正を予定している。また、国家公務員災害補償制度においても、人事院規則16-0の改正を予定している。
- これに伴い、地方公務員災害補償制度においても、労働者災害補償制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、地方公務員災害補償法施行規則について、同趣旨の改正を行う。

## 2 改正内容

国家公務員災害補償制度に係る人事院規則16-0（職員の災害補償）（昭和48年人事院規則16-0）の改正にならい、地方公務員災害補償法施行規則（昭和47年自治省令第27号）別表第一第8号に「重篤な心不全」を加えるほか、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。